

令和7年度病害虫発生予察指導情報

対象病害虫：イネ・いもち病（No.5）

令和7年7月31日
鳥取県病害虫防除所

1 情報の内容

7月31日現在、一部の常発地で葉いもちが発生しているが、広域発生には至っていない。出穂期を迎える早生品種については、穂ばらみ期及び穂揃い期の防除を徹底する必要がある。その他の品種については、ほ場の見回りを行って葉いもちの早期発見に努め、状況に応じた適切な対応を取る必要がある。

2 発生状況等

- (1) 7月31日現在、一部の常発地で葉いもちが発生しているが、広域発生には至っていない。
- (2) 長期効果持続型の育苗箱施用剤が広く使用されているが、薬効が切れる時期となっている。また、穂肥の施用により葉色が濃くなり、いもち病の感受性が高くなることが予想される。
- (3) ブラスタムによる葉いもちの感染好適条件又は準感染好適条件は、現れなかった（表1）。

表1 ブラスタムによる感染好適日の出現状況

日付	鳥取	青谷	岩井	智頭	倉吉	塩津	米子	境	茶屋
7/18	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/23	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/24	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/25	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/26	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/27	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/28	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/29	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7/30	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) ●感染好適日、○準感染好適日、／判定不能
判定不能は、気象データの欠測等によるもの

- (4) 7月31日発表の気象1か月予報によると、平年に比べ晴れの日が多いことが予想されている。今後は本病の発生に助長的な天候は予想されていないが、早生品種については出穂期を迎えるため、穂ばらみ期及び穂揃い期の防除を徹底する必要がある。

3 防除上注意すべき事項

- (1) 穂いもちが発生後の防除が困難であるため、穂ばらみ期及び穂揃い期の2回防除を徹底する。薬剤は、いもち病単剤またはこれらを含む混合剤の粉剤、水和剤などを用いる。なお、降雨が続く場合は、雨の止み間をみて防除を行う。この場合、散布後から降雨が3時間程度なければ、防除効果は十分にある。
- (2) 穂いもち防除を目的として粒剤を使用する場合は、各薬剤の使用基準を確認して、出穂前の所定の時期に湛水散布する。この際、農薬のラベルに記載されてい

- る止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とする。
また、農薬の流出を防止するために必要な措置を講じるように努める。
- (3) 葉いもちは穂いもちの伝染源となるため、葉いもちの進展が止まっていないほ場では、治療効果を有する粉剤、水和剤などを用いて葉いもち防除を行う。
 - (4) 「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「きぬむすめ」などのいもち病に弱い品種の栽培、窒素肥料の多施用、遅植えなどの条件では特に発生しやすい。
 - (5) 鳥取県では、平成26年にストロビルリン系薬剤耐性イネいもち病菌の広域発生が一部の地域で認められ、平成27年以降、本系統薬剤の使用を中止していた。しかし、その後のモニタリング調査から、現地ほ場において耐性菌が生存している可能性は低いと考えられたため、令和5年から県内全域の一般ほ場において、本系統薬剤の本田地上散布剤及びヘリ防除剤の使用を可能としている。ただし、耐性菌の再発生を防ぐために、本系統薬剤の同一年における連用と採種ほ場及びその周辺ほ場における使用を控える。
 - (6) 防除に当たっては、農薬の使用基準を遵守するとともに、使用上の注意事項を守り、散布作業者の安全の確保に努める。特に、葉いもちの追加防除を行ったほ場では、農薬の総使用回数を超えないよう十分注意して穂いもち防除を行う。